

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	株式会社Eストアー
【英訳名】	Estore Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 柳田 要一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役である柳田要一は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制実施記録の検証等の手続を実施し、整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社（当連結会計年度に株式の譲渡等により連結除外した連結子会社1社を含む）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に3社（当連結会計年度に株式の譲渡等により連結除外した連結子会社1社を含む）と決定いたしました。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的な重要度においても重要性が乏しく僅少な事業拠点と判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは中小企業や大企業向けECシステムサービスを中核事業としており、経営管理上各事業拠点における売上高が事業活動の規模及び成長を計る指標として最も重視されていることから、指標として連結売上高が適切であると判断しました。また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、事業拠点の売上高の金額が高い拠点から合算していき、当社グループの連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの主要な事業領域であるEC事業分野に関連性の高い勘定科目である「売上高」「売掛金」「預り金」「前受金」「給与手当」「売上原価」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（有価証券プロセス及び税金プロセス）を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役柳田要一は、2025年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。